

(第4回) 大津市水道事業経営検討委員会 開催結果

1. 日時 平成27年11月17日(火) 14時00分～17時00分

2. 場所 大津市役所 本館4階 第3委員会室

3. 出席者(順不同)

<委員> 6名

青原 みどり (大津市地域女性団体連合会)

大林 一郎 (大津商工会議所 副会頭)

日下部 徹 (京都市上下水道局 経営・防災担当部長)

杉澤 喜久美 (杉澤公認会計士税理士事務所)

谷口 貢 (滋賀県企業庁総務課計画管理室 室長)

西谷 順平 (立命館大学経営学部 教授)

<事務局> 16名

企業局 井上局長、山極次長、青木水道ガス事業長、白井技術監理監、
藤本浄水管理センター所長、入江収納対策監

水質管理課 石崎課長

経営戦略室 平尾室長、東副参事、中井主査、藤野主任

水道計画管理課 杉田課長、山田課長補佐、市井主査、不破主査、松村技師

<新ビジョン等に関する検討業務受注者> 3名(有限責任監査法人トーマツ)

4. 傍聴者 なし

5. 協議事項

(1) 前回までのまとめについて

(2) 大津市新水道ビジョン第6章

(3) 大津市新水道ビジョン第7章

(4) 大津市新水道ビジョン第8章

6. 議事録

事務局： ただいまから、第4回大津市水道事業経営検討委員会を開会いたします。

<公営企業管理者（代理井上局長）挨拶>

事務局： 本日は委員6名中6名のご出席をいただいておりますので、大津市水道事業経営検討委員会規程第5条第2項の規定により、本委員会が成立していることを報告いたします。

<配布資料の確認>

事務局： これより、議事の進行につきましては、大津市水道事業経営検討委員会規程第5条第1項の規定に基づき、西谷委員長に議長をお願いします。

委員長： 議事に入る前に、本委員会は、大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針第5会議の公開、非公開に基づき、個人情報に関連する等の特別な事由を除き、原則公開としていますので、委員の皆様から特にご意見がなければ、公開としますがよろしいでしょうか。

<公開について異議なし 傍聴者なし>

委員長： 議事に入ります。前回までのまとめについて事務局からの説明をお願いします。

<前回までのまとめについて（その他資料①～③）事務局より説明>

委員長： 特に、「お客様との信頼を 未来につなぐ 湖都大津の水道」という将来像に、施策方針である「安全」「強靱」「持続」の絵柄を貼ったということでしたが、いかがでしょうか。

委員： 施策方針と将来像の関係がよく理解できました。

事務局： ありがとうございます。

委員長： 他に何か聞きたいことはございますか。またお気づきになったらまた後でも構いませんので、先に進ませていただきます。

では、検討事項（1）大津市新水道ビジョン第6章についてですが、ボリュームが多いので「安全」「強靱」「持続」の3つに分けて事務局からの説明をお願いします。

＜検討事項（１）の内、「安全」（検討資料①） 事務局より説明＞

委員長： 施策方針を３つに分けた上で、主要施策が９つありますから多岐に渡ります。質問あるいはご意見があれば伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

委員： 51 ページの直結給水方式の拡大ですが、費用負担について補足してほしいのですが。

事務局： お客様の敷地内の設備の整備につきましては、お客様の費用負担となります。直結給水方式にすることによって、受水槽や高架水槽設置の費用、ポンプの電気代等が不要になります。さらに、受水槽があると水の使用量が減った場合に長時間滞留するために水の消毒効果が薄れる等の懸念もありますので、直結給水方式を推奨していきたいというところです。

委員： 要は、市民の為にということで、例えばマンション建設の費用も抑えられることにつながるのですか。

事務局： はい、つながります。

事務局： この施策は、直結給水方式の拡大のみを目的として整備を進めている訳ではございません。大津駅西第一土地区画整理事業に伴う配水管整備につきましては、区画整理事業に合わせて老朽管の更新や、山上高区系という幹線のバイパス管の整備にも対応できると考えています。瀬田地区における配水管整備につきましても、配水ブロックの構築という目的にも対応できます。いずれも、直結給水方式の拡大のみを目的としている訳ではなく、複合的な目的をもって事業をすすめたいと考えています。

委員長： 今の話は二つの論点を挙げられたと思います。一つは、社会的コストの負担が公平であるのかどうかという話です。具体的には、マンションの住民や設置者と、水道料金を払っている一般市民との間で公平であるのかどうか。もう一つは、社会的に見て得策なのは、市で実施する方がよいのか、マンションや個人で実施する方がよいのかという話でした。事務局の説明でご理解いただいたと思いますが、市で実施する方が市民サービスとしても良いだろうという判断ということでございます。他によろしいでしょうか。

委員： 48 ページの２行目で「消火栓などの排水設備」という表現があります。排水設

備という、下水の印象を受けるような気がします。消火栓というのは排水設備ではないと思います。単に、「消火栓から放水」の方がよいと思います。

次に質問です。水道管の洗浄作業は、管自体が古くて中に錆びがあるのでそれを洗いますが、それは対症療法であって、古い管は更新していく必要があると思います。管路の更新計画を立てて更新を行う中で、なかなか更新はできないけれども、にごり水がよく発生する地域については、洗浄作業を行いつつ、計画的な管路更新を実施されるのでしょうか。または、洗浄作業は管路更新とは関係なく実施されるものなのでしょうか。

事務局： 排水設備については、ご指摘にありましたように、修正します。

更新計画と洗浄作業についてですが、現在採用しているダクタイル鋳鉄管の直管部分は、モルタルライニングされていますので錆びは発生しません。異形管といわれる局所的な曲管、丁字管といわれる分岐管、仕切弁という部分的な箇所に錆が発生します。お客様が水をたくさん使用されて、よく水が流れているところについては問題ないのですが、使われる量が少なくなると、錆びで管が閉塞してしまいます。そうすると、消火時の様に一時に大量の水が必要な場合でも、水が出ないという事態を招きます。管の閉塞状態を確認するために、区域を決めて定期的に洗管するのも目的の一つです。管路の更新計画と関係なく、濁りが発生する箇所については、洗浄作業による維持管理を行っているところでございます。

委員： わかりました。

委員長： 他にご意見はありませんか。

委員： 47ページの水道施設の保安対策の強化で、これから無人になるところが多いと記述されていますけれども、過去には水道施設の事故というのはなかったのですか。

事務局： 安全対策としまして浄水場へ侵入者がいないかの監視カメラやセンサー、あるいは浄水施設へフタをかける等を掲げています。事故といたしましても様々ございますが、毒物や劇物の投げ込み対策、所謂テロ対策を目的としております。そういった劇物、毒物の投入による事故というのは、今のところはございません。

委員： 安心しました。

事務局： ありがとうございます。

委員長： 他はよろしいでしょうか。ではまた、前に戻っても良いという事にしてとりあえず前に進めさせていただきたいと思います。では、「強靱」のところについて事務局からの説明をお願いします。

＜検討事項（１）の内、「強靱」（検討資料①） 事務局より説明＞

委員長： 施策方針を４つに分けた上で、主要施策を１０個に分けて説明していただきました。何かご質問があればお伺いしたいと思います。

委員： ５８ページに新瀬田浄水場の浄水汚泥処理設備を下水道放流設備に変更しますとありますが、その内容や目的を補足してほしいのですが。

事務局： 汚泥処理につきましては、浄水から発生する汚泥は、脱水をして場外に持ち出すという処理を以前から行っております。その脱水機も、概ね更新時期を迎えており、将来的な機械の更新費用を考えると、下水道に接続して下水道の使用料を支払い、下水道で処理していただいた方が、有効であるという点から、汚泥処理については下水道放流というような方針を打ち出しているところです。先行しまして、今現在、膳所浄水場において、下水道放流への工事中でございまして、新瀬田浄水場については、二つ目の施設という事です。

委員： 単純に更新するのではなく、より効率的な方法に変える等の見直しがある場合には、その変更理由を記述された方が読んだ方に伝わりやすいのかなと思います。

委員長： 今の内容について、５７ページの強靱③の下あたりで少し触れていただいて、汚泥を下水道に放流しても問題ないという記述があるとよいかなと思いますが、いかがですか。

事務局： わかりました。

委員長： そういう対応でよろしいでしょうか。

委員： はい。

委員長： そういう風に変えていくことについて、下水道は了解済みですね。

事務局： はい。下水道との協議も整いまして、許可をいただいております。

委員長： 耐震化率のところ、この中長期経営計画期間内では目標数値が 100%に至らないという所があるのですけれども、何年度位に 100%に至ろうとしているのかというのを記述しておいたほうが良いのかなと思います。市民の方が見られて、「年数が経っても 60%しかない、それまでに地震がきたら大丈夫か？」という話になりかねません。何年に 100%を目指すという記述があればよいと思います。実際、100%に達するのは、何年頃ですか。

事務局： 真野浄水場と新瀬田浄水場については、耐震診断、設計ができておりません。どのような規模になるのかがまだ掴めてない中で、この様な記述となっています。100%に達する時期について、明言しにくい状況です。

委員長： そうすると、実施箇所が書いてあるのですが、基本的に耐震化率は 100%を目指しているという点と、現状ではここの数値がベストだという点、この 2 点を書き加えていただけますか。

事務局： はい、わかりました。

委員長： もし他に何か質問があれば。

委員： 53 ページの浄水場の廃止についてです。八屋戸浄水場も廃止になると、志賀中学校の西側、湖西バイパスより西側は、かなり高いところに住宅が点在していますが、そこへも真野浄水場からの給水が可能なのですか。

事務局： 最終的には真野浄水場から給水しますが、今ご指摘の箇所は、安全⑥で記述している未普及地域の可能性がございます。志賀地区の給水区域については、真野浄水場の水を平成 42 年度には給水させていただく予定です。

委員： はい、わかりました。もう一点、質問します。万一、災害が起きたときに真野浄水場へ行けば、水を貰えるのでしょうか。

事務局： 各地域で、広域避難場所が指定されております。災害時には、その広域避難場所へ給水車で水を持って行きます。その給水車に水を汲む設備が真野浄水場にもございますし、真野の近くであれば、花園町にある真野低区配水池にも水を汲みだせる設備がついております。近くにお住まいの方が、そこで水を貰えないか

ということがありましたら、臨時の給水栓で給水することが可能です。

委員： はい、安心いたしました。ありがとうございます。

委員長： 災害時のためにも、緊急遮断弁はすごく大切なものですね。

事務局： その通りでございます。

委員長： 他はございますか。

委員： 配水池について、既設の配水池を更新したり、新設されたりがあると思いますが、整備された後、現在の配水池の数はどれ位減るのか、どれくらい効率的になるのでしょうか。

事務局： 配水池の廃止については、58 ページの配水池及び加圧施設の更新改良事業に記述したとおりです。大津市の地形的な制約から、配水池の数を大きく減らすことはできません。小関配水池と桐生配水池については管路整備等により廃止できると考えておりますが、それ以外は検討箇所すらあまりなく、配水池の数を計画的に減らしていくという内容はこのビジョンには記述しておりません。

委員： 滋賀県では、水源である琵琶湖の標高が一番低いので、非常に動力費が掛かると思います。浄水場を廃止して減らすと新たな動力費が必要となりますが、既存の浄水場を活用する場合との比較検討はされているのでしょうか。

事務局： 浄水場を廃止した場合の動力費につきましては検討しております。ただ、パターンがいくつもございますし、そもそも動力費は給水量に比例しまして、水需要が減りましたらその分動力費も減ります。動力費の7割が取水ポンプや送水ポンプを動かすことに掛かっておりますので、動力費を減らすことは難しいと思いますが、ポンプが稼動している時間をできるだけ減らす等を進めております。動力費を削減するために浄水場を減らすわけではなく、更新費用、電気設備機械設備の更新費用を減らすという目的の方が大きいところでございます。浄水場を減らした際と、既存の浄水場を活用した際の動力費の比較につきましては、まだ至っていないところでございます。

委員： わかりました。

事務局： 動力費の検討は、昨年度の経営改革プロジェクト会議で取り組みました。特に、大津市は加圧施設が多いので、ポンプを回す電気代が多いです。さらに見ると、大きいポンプより小さいポンプの方が電気代が掛かるんですね。1 m³の水を送るのに必要な電気代は、小さいポンプの方が高いんです。だから、例えば3つあるポンプを1つにまとめるとポンプを大きくできますので、そういう形で整備していくのが最も効率的だという所まで検討しました。そこでの検討結果を基に、効率的な加圧施設の更新という形の整備計画を立てております。その結果、廃止できる配水池が小関配水池、桐生配水池であり、廃止できる加圧施設が小関加圧ということです。

委員長： 今のご質問ですけれども、アセットマネジメントをきちんと実施して、その実際の数値に基づく判断ですね、というご確認だったと思います。この委員会の前に経営改革プロジェクト会議があり、その中で実際に検討されたというご回答だったと思います。

委員長： 検討の結果として、膳所浄水場の廃止が最も効果が大きくて、膳所浄水場の代わりにポンプをいくつか設置した方が、浄水場の維持管理費、更新費に比べて有効だ、というような理解でよろしいでしょうか。

事務局： 比良、八屋戸、膳所の浄水場は無くしますが、膳所の浄水池の耐震補強は事業として計上されております。廃止する浄水場になぜお金を掛けて補強するのかという話があるかと思いますが、施設はそのまま使います。琵琶湖から汲んだ水を、浄水場で清潔にし、貯めるのが浄水池ですが、浄水池へ至るまでの機能のみを廃止します。膳所浄水場の規模ですと、この廃止する部分のコストが維持管理するだけで年間2億円近く掛かかります。そういうコストが少なくとも大幅に減るということです。

膳所、比良、八屋戸の浄水場について、このようなシミュレーションを昨年度の経営改革プロジェクト会議の中で検討しました。比良浄水場を廃止するには、10km以上に及ぶ管路整備が必要になりますが、管路整備の様なインシヤルコストと、浄水場を残した場合のランニングコスト等を比較した中で、廃止した方が有効でしたので、今回こういう提案をさせていただいた、ということでございます。

委員長： ありがとうございます。他に何かございますか。では、また後で戻っても良いということにしまして先に進ませていただきます。では、「持続」以降のところについて事務局からの説明をお願いします。

<検討事項（１）の内、「持続」ほか（検討資料①） 事務局より説明>

委員長： 施策方針を６つに分けた上で、主要施策を１１個に分けて説明していただきました。目標設定などの説明もありまして、これで第６章を全て説明していただいたということになりますが、改めて何か質問があればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

委員： 75 ページのお客様サービスの向上についてです。今までの部分に比べて具体的な計画がなく、例えば料金収納サービスの向上についてもどの様に進めていくのかが、わかりづらいという印象です。

それと、78 ページの局資産の有効活用のところです。先ほどの説明で膳所浄水場の廃止の話がありましたが、中央の沈殿池は使わなくなりますよね。要は、使用しない土地の有効活用について検討されるのかということです。資産の有効活用というよりも、廃止して使わなくなった浄水場について、極端な話、売却することが増収面では大きいと思うので、ご検討されたら良いのではと思いました。

もう１点、82 ページの広域化の推進のところです。83 ページに広域化への取り組みの図があって、滋賀県とは広域化ですが、他の事業者とはどちらかという連携かと思えます。広域化と言っても、職員の技術的な交流や連絡管の布設等から始めますが、将来的には事業の統合を見据えていると思えます。京都市や奈良市とは、事業の統合より連携ですので、「広域化への取り組み」というよりも、「広域化と連携」に直された方がいいのかなと思えます。ただ、大きな施策方針が「広域化の推進」なので、この表現にされているのかなと思えました。こだわるところではないですが、以上です。

委員長： では、３点についてよろしくをお願いします。

事務局： 料金収納サービスの向上というところでご指摘いただいております。実はまだ具体的な計画については、ここに記述することができないのが現状です。「他都市の事例等を調査・研究」とありますが、現在、興味を持っているのは、京都市がクレジットカードで料金収納を始められた時に口座振替に対する割引制度を開始され、その経過を注視したいと思っております。大津市におきましてもクレジットカードは導入しているのですけれども、確実に料金を徴収できるクレジットカードと、手数料が安い口座振替、いずれにもメリットとデメリットがある中、様子を見てるところです。現在、大津市では、口座振替のお客様の内、8%程がクレジットに流れております。京都市の口座割引制度の効果がどのくらいなのかを注視しており、ここでは、「継続的に検討を行います」という表現で留めてお

ります。

事務局： 2点目、3点目の質問についてお答えさせていただきます。78ページの局資産の有効活用についてです。廃止した水道施設用地の有効活用についての検討ということで、具体的には何も決まっておきませんので、このような記述になっております。昨年度の経営改革プロジェクト会議の中で検討を行い、職員へのアンケート調査も行いましたが、最終的な計画はまだ決定しておりませんので、「実現可能性等について検討します」という表現で留めております。ご指摘のとおり、広告看板より、もっと有効的な活用方法が見つかり次第、具体的な取組みに掛かってまいりたいと考えております。

3点目の質問でございますけれども、82、83ページの「広域化の推進」というところで、この発想につきましては、厚生労働省の示しておりますところの「発展的広域化」というところの、所謂ソフト面での広域化ということからスタートさせようということで、このビジョンの中では、事業統合や経営の一体化等はまだまだ考えておりません。特に、この滋賀県生活衛生課とも県内の水道事業体とも「広域化の推進」と記述しておりますが、県内各市町の計画の見直しを含めた、滋賀県の新水道ビジョンも、今後策定される予定となっております。その中で広域圏の見直し等も入ってくる予定ですが、本市の現状といたしましては、厚生労働省のいうところの「発展的広域化」ということで連携を深めていきたいと考えております。

委員： 厚生労働省の「発展的広域化」という言葉は、なじみがなく、市民の方にわかりやすくするという目的で「広域化」という言葉で表現されているということでしたら、よろしいかと思えます。

事務局： 持続⑨の主要施策でも示していますように、他水道事業体との連携促進という取組みをしていきたいと考えております。

委員長： 具体的に書けないところは、書けませんというよりは検討を進めますという記述をされたということですね。ここに記述するまでもなく、実際には今後の課題とするということですね。

事務局： その通りです。

委員長： 他、何かございますか。

事務局： 今、委員長が仰っていただいたように、経営改革プロジェクト会議で検討は行っているけれども、具体的な施策が整わないために、案はあっても記述できないというのがございます。「一元化する」とか「検討します」という表現で留めているものが、そうです。

第4章の今後の事業環境で、職員数の減少を取り上げていますが、職員定員数がまだ決まりませんので、職員数の計画値は出せません。では、その課題の解決方法はどうするんだというのは、このビジョンの中では示すことができないのですけれども、その対策については経営改革プロジェクト会議から検討してきている案はございます。このビジョンの中には、この様な形で記述されている箇所が、特にこの第6章「持続」には何箇所かございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

委員長： 単純な内容ですけれども、「検討を進めます」というのは「まだやっていない」という事ですね。でも今のお話は、「検討中です」という感じですね。「検討中です」と「検討します」は、微妙にニュアンスが違いますが、使い分けをされているのですか。

事務局： 「検討を進めます」というのは、「今も検討していてこれからも進めます」というニュアンスで、「検討中です」というのは同じような形です。「検討します」というのは、今はまだその段階に、入っていないというような課題だけ握ってて、検討はまだされていないというニュアンスになっているかと思っています。

委員長： そういう風な書きぶりをしているということですね。

事務局： はい。

委員長： それで、75ページは「検討を進めます」で、78ページは「検討します」となっているのですね。

委員長： 他に意見はございますか。

委員： 75ページに、高齢のお客様へのサービスの向上というのは、具体的にどんなことをしていただけるのでしょうか。

事務局： 高齢のお客様に対して実施しているサービスといいますのは、安全点検でして、75歳以上の高齢の方の一人暮らしの方、高齢のご夫婦等で住まわれており、ご希

望がある方を対象に、家庭を順番に訪問させていただき、水道・ガス・下水道の安全点検を実施させていただいております。

委員： ありがとうございます。73ページの広報活動の充実で、小学生向けの広報とありますが、小学生は、何年生で水道のことを勉強していくのでしょうか。

事務局： 小学校4年生です。社会科の授業の中で、浄水場の見学等をされております。それと、学校におきましても、社会科の副読本に、琵琶湖の水が蛇口から出るまでのシステムについて紹介されております。

委員長： 高齢者世帯に対するサービスというのは、安全点検の継続実施という表現になっておりますが、内容を書き加えたりはしないということによろしいですか。

事務局： 実際に実施しているのは安全点検の継続実施ですので、この表現に留めます。スマートメーターの研究も取り組みますが、81ページに記載のとおりとしたいと思います。

委員長： それでは、第7章の方に移りたいと思います。では、検討事項（2）大津市新水道ビジョン第7章について、事務局からの説明をお願いします。

＜検討事項（2）（検討資料②、④） 事務局より説明＞

委員長： 意見を伺う前に、まず内容について補足が必要な点はございませんか。

委員長： 10～12ページのスライドを見ていただくと、平成29年度で赤字になって、赤字になるけれども持っているお金でなんとか経営はできるかもしれませんが、平成33年度位に現金が枯渇する。それでもまだ現金が枯渇してお金の財源は少しはあるかもしれませんが、平成34年度にはその財源もなくなる、というような説明だったと思います。ただ、企業債残高については、181億円という設定をしておりますので、借金は少なめにとということで、見込みとしては、少しより良い経営をするという前提のもとで試算はされていると思います。14ページに出てくる20%というのは、4ページに出てくる3つの条件から逆算した数字というようなことだと思います。4ページの現預金残高40億円の確保、企業債残高181億円以下、純利益の確保ということを当てはめると、20%くらいの料金改定が必要かなという試算が出たというお話だったと思います。

少しだけ説明が必要かなと思ったんですけども、4ページの経営目標の設定②

で、元々は削減目標を平成 26 年度決算額の 30%だったものを、20%にしたという風におっしゃった気がしますが、その 30%削減というのはどこの会議で決まった数字なんですか。

事務局： 平成 25 年度に水道事業の今後の経営を検討する経営戦略を実施しております。その中で外部のコンサルを入れまして、今後の経営見込みを算出した時に出てきた数字が 30%削減でございます。ただ、その時の前提としまして料金改定を今後 20 年間で 2 回行うという想定でした。その時の企業債残高の削減目標が平成 26 年度当初予算額の 30%削減という提案でございました。

委員長： 今回 20%にしたという理由は何ですか。

事務局： 今回は、平成 26 年度決算値額の 20%削減を想定しております。前回は 20 年間の経営目標でしたので、平成 44 年度を目標年度としておりました。今回の目標年度は平成 40 年度ですので、その数字が前倒しになっております。さらに、料金改定は 1 回の前提で試算したところから、企業債残高の目標を修正しているということでございます。

委員長： 平成 25 年度の提案の時よりは、もう少し緩めに設定しているということでしょうか。

事務局： はい、緩めになっております。当時の 30%削減というのは、かなり厳しい想定でございまして、その 30%削減という目標も、料金改定率が低いと目標達成できませんよ、料金改定率が高いと目標到達できますよ、という提案でございました。今回は、現実的な料金改定率の試算を出しており、その中で達成できる範囲の企業債残高を設定し直しました。

委員長： 9 ページのスライドを見ると、企業債発行額は、今までよりも大きく減っていますが、これも企業債残高を減らしていく手段ということですね。

事務局： はい、そうです。平成 25 年度の経営戦略の提案と同時に、設備投資の見直しも行いました。その時点では平成 26 年度の予算作成は間に合いませんでしたので、平成 26 年度の数字を踏まえて、平成 27 年度から設備投資並びに企業債残高を抑えるという経営目標に従って予算を組んでおります。

委員長： 21 ページのスライドの当年度純利益を見ますと、今年度の決算見込みで 3 億 4800

万円の黒字が、来年度は1億5000万円の黒字で、そこからずっと赤字が続くとなっています。平成24、25年度はいずれも3億円以上の黒字が続いていて、平成28年度からは急に当年度純利益が減ることが記述されているのですけれども、これも推測によってですか。

事務局： その通りです。ちなみに平成26年度につきましては、補足させていただきますと、公営企業の会計制度が変更になり、職員退職給付金を引き当てておかなければならない、ということがありまして、これを一括して計上したために、当年度赤字が出ているということでございます。

委員長： もし、会計制度の見直しがなかったら、平成26年度の当年度純利益は、どうなっていたでしょうか。

事務局： 会計制度の見直しがなければ、という想定が非常に難しいのですが、概ね1億円の赤字になっていたと思います。

委員長： では、会計制度の見直しがありましたが、平成26年度は赤字となり、平成27年度は一旦、約3億4000万円の黒字が確保できる見込みであるが、平成28年度以降は当年度純利益が半減以下となっていくということですね。

事務局： はい、そのとおりです。

委員長： 前回でもお話がありましたように、推定というのは、ベストエスティメントでやるしかないというような前提で行っているわけです。でも、推定もあまりにも現実と乖離すると、色々言われますので、その中でもきちんと説明ができるようにしておかないといけないというようなお話です。

なにかご質問があれば、どうぞ。

委員： 11ページのスライドです。経常費用の内訳で、経費はほぼ横ばいとなっております。第6章の浄水場の廃止の話で、後年にいく程、浄水場の維持管理費が減ると言われましたが、廃止されるのは平成39年度であるために、浄水場廃止の効果は平成40年度までの期間については、出てこないという理解でよろしいのでしょうか。

もう一つ、12ページのスライドについてです。補てん財源残高と、現金残高があり、平成32年度頃まではほぼ同じような曲線を描いていますが、それ以降は乖離しております。補てん財源残高というのは、資金残高のことと思いますが、補

てん財源残高が現金残高と乖離している部分の差というのは、何が原因なのでしょう
か。

投資の財源としては企業債や補助金がありますが、足りない場合は、内部留保
資金を当て、その残ったお金というのが資金、最終的な資金残高だと思います。
ここでは補てん財源残高が書かれていますが、結局その資金残高、累積の資金残
高が現金残高を左右するすべてなのでは、と思います。資金残高と貸借対照表上
の現金残高があるところから乖離していくのは、なぜなのでしょう。

事務局： 1点目の、浄水場の廃止で経費の削減が見込めるといのは、盛り込んでおり
ますが、効果がなかなか出ないといのは、ご指摘のとおり、後年度に廃止が行
われるためです。

事務局： 2点目についてです。9ページのスライドをご覧くださいますと、投資額につい
ては、平成34年以降も微増傾向で続いておりますが、企業債発行額については平
成27年度には約13億円あるんですが平成28年度以降は約10億円ということで、
目標値の181億円になるよう、企業債の発行額を年間約2億円少なくしてしま
す。この投資額と企業債発行額の増減が、補てん財源残高と現金残高が解離して
いくことの原因の一つかなと思います。

委員： 補てん財源不足が生じるということですね。企業債の目標を設定しているので、
今までだと企業債を発行しているけれども発行せずに、手持ちの現金でまかなう
ということですね。よく、わかりました。

委員長： 減価償却の内部金融といのはご存知だと思います。減価償却しても資金が出
ない、資金が溜まるだけとよく言われるんですが、赤字になるとそれが利かなくな
ります。減価償却の費用は足すけれども実際にはお金は入ってこないで、
実は内部金融効果が無く、赤字になった瞬間に減価償却でお金が入ってくると思
っていた計算が狂ってくるんです。しかも赤字になりますから、現金収支として
はマイナスになっていきます。赤字になると現金が出て行くことになりますので、
損はダブルにかかってくる。でも債務の方は一定の限度で止めてあるのであれば、
赤字になった瞬間に財政的な逼迫がダブルでかかってくるのだらうなということ
です。

ただ、もうお気づきになっていると思うのですが、現金をマイナスで表記する
ことは実はあまり意味がありません。これはもうお金をどこかで調達してこない
と、企業債残高を181億円以下にするという目標が達成できないということと、
平成33年度以降については、どこかから調達してこない、投資ができないとい

うことなので、計画されていた投資もできなくなるということを意味しているグラフだということだと思います。

そうすると、今のままだとあと6年ぐらいしか投資をできないということなので、投資もできなくなるという現状を打破するために、料金改定率20%という数字が出てきているという理解でよろしいかと思います。料金改定率20%そのものについては少しびっくりされる感じだと思うのですけれども、いかがですか。

委員： 17ページのスライドに、3つの目標の達成状況があります。企業債残高、当年度純利益は、目標達成とされていますが、「現預金残高40億円を確保する」という目標は、達成とはされていません。そもそも目標としていることが達成できない計画というのはいかがかなと思います。という事は、料金改定率が20%では足りないのではないかとということが言えるのではないかと思います。仮に、この「現預金残高40億円を確保」しようとしたら、どれだけ値上げをしないとイケないのか、試算されてるのですか。

事務局： この財政見通しでは、平成34年度に一旦、現預金残高40億円に達します。それを維持していくのがベストですが、どうしても現金や収入が減ってきますので現預金残高も減ってしまいます。期間内にもう一度改訂して現預金残高を40億円にもっていくパターンも考えられますし、改定率をもう少し上げて平成40年度に現預金残高を40億円にするパターンも考えられます。

委員： もうすこし一気に上げてしまうか、あるいは20%くらいにして期間の途中で再値上げというようなことも必要なのではないかと思います。

事務局： 平成40年度の現預金残高を40億円とするために、平成40年度までの間にもう一度料金改訂を行うか、という議論になってくるかと思いますが、そこまで経営状況は悪くありません。

委員： ただ、一番最後の、経営比較分析表をみると、明らかに老朽化が著しく進んでいて、これの対応が遅れていることが見えるので、やはり老朽化対策のために、もっと料金改定を行う必要があると思いますね。

事務局： 24、25ページのスライドで、施設の管路老朽化の状況が非常に悪くなっておりませんが、補足いたします。アセットマネジメントの考え方の中で、天津市の耐用年数の基準を、法定耐用年数より延ばすという考え方を実施しております。こちらの管路の老朽化の指標につきましては40年という法定耐用年数を超えた管路は

すべて老朽化した管路という事で計上されてしまいますので、こちらの数字についてはどうしても悪くなっていくということなんですけれども、今のアセットマネジメントの中で、管路の状況等を把握した中で安全性を確保・確認しながら更新を進めていくということですので、この結果が、管路が非常に悪いということを示しているわけではないという事でご理解ください。指標の定義が決まっておりますので、その定義を勝手に変えて示すというのは非常に誤解を招く恐れがありますので、今回はあくまでも40年の耐用年数で計算した場合の数値として示させていただきますという状況です。

委員： 水道料金なんてなかなか改定できませんので、改定できる時にできるだけ上げた方が良いと思います。

あまり関係の無い話ですが、8ページのスライドで、グラフが40億円からスタートしているために、収入が3分の1になるという誤解を招くので、これは余りにも極端な表示じゃないかと思います。

事務局： 給水収益の下落方を解りやすくするために、このような表示にしました。もちろん、ゼロから始めると緩やかなカーブになりますので、検討します。

委員長： 他は、いかがですか。今のお話とは少し違う観点からお話すると、現預金残高40億円は平成34年度に一旦達成されます。今から13年後の見積もりを立てているわけですが、何回も申し上げているように将来の見積もりというのは中々立たなくてですね、そのためにも途中で中間見直しをやっていくわけですが、現預金残高が40億円くらいになって下がり始めるのは、中期経営計画第V期の最後くらいですよ。で、一旦その頃までは料金改定率20%くらいで実施してみれば、そのときには自分たちの推定があっていたかどうかというのがわかります。もし途中で現預金残高が40億円に達しなければ、もう少し上げなければならないという話になると思います。仮に、20%以上の料金改定を行い、現預金残高が50億円になってしまうと大変なことになるという気もします。さらに、平成40年度に現預金残高が33億円であれば、融資でまかなえる金額ではありますし、融資を受けたとしても、今の企業債残高から比べればそんなに大きなものではありません。

中期経営計画のV期とVI期の間くらいまでみていって、そのときになってわかる事実もあるのではないかと思います。そういう点では、一旦現預金残高が40億円に達する料金改定率が20%というのであれば、もちろんそれより悪くなる可能性もありますが、これくらいなのかなという気もしないでもないのですが、いかがですか。

事務局： 料金改定率の20%という数字につきましては、第5回の委員会で水道料金の算定方法はどうか、総括原価とは何か、というところからもう一度説明させていただいた上で、今回、どのような試算をして料金改定率20%が出てきたのかというところを、再度、説明させていただきたいなと思います。

委員長： 今日のところは、料金改定を実施しないと、平成33年度頃からはひどい経営状況になるというのを共有させていただいた上で、次回から細かい数字を検討しましょう。今日の提案としては、料金改定率として20%が出されていますが、詳細に検討してみると、いろいろな意見が出るかもしれません。それは次回以降に持ち越しということで、今は現状認識ということで留めさせていただければと思いますがよろしいでしょうか。

ほかに、ご意見がなければ、第8章の議論に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、検討事項(3)大津市新水道ビジョン第8章について、事務局からの説明をお願いします。

＜検討事項(3)(検討資料③) 事務局より説明＞

委員長： PDCAサイクルを実施するという説明でした。特に細かい説明はありませんが、もし何かご質問やご意見、もうちょっと細かく話をした方がいいんじゃないか、というようなご意見を含めていかがでしょうか。

委員： アセットマネジメントは10年間は見直しされないんですが、中期経営計画は平成24年度から始めて3年が経過しましたが、アセットマネジメントと、かなり開きはあるのでしょうか。

事務局： アセットマネジメントを平成24年度に作った時点で、全体の資産がどのような状況なのか、ある程度把握しました。現況に伴う投資額がどれくらい必要なのかを把握した中で、法定耐用年数で更新すると、莫大な費用が掛かってきますので、大津市独自基準を設定しました。それを土台にして平成25年度に中長期経営戦略を検討し、さらに平成26年度に中長期経営戦略に基づき、経営改革プロジェクト会議で具体的な計画を立案しました。その目玉となるのが、浄水場の廃止です。

アセットマネジメントの数字と実際の傾向の数字とは合わないところがある程度出ているのですが、トータルの把握としてはアセットマネジメントの頃から変わっていないという訳でございます。

委員： ありがとうございます。

委員長： 料金改定というのは、PDCAみたいなところがあって、アセットマネジメントを実施した結果と比べて、予想以上に費用が掛かっている等を見直した上で、料金をどうするのか検討する必要があると思います。始まって3～4年の話ですが、水道施設の観点からいうと、まだ始まったばかりという位置づけかなと思います。

料金改定率の詳細な検討は次回以降に持ち越しとしましたが、新水道ビジョンについては、これですべて検討が終わったこととなります。今までのところも含めて何かご意見あれば教えていただきたいと思います。

意見がないようですので、これで今日の会議を終わらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、一旦事務局の方にお返しします。

<謝辞、次回の案内 事務局より>

閉会